

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 19 日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課 御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

家畜の飼養管理に関する技術的な指針のうち「実施が推奨される事項」の
達成目標について(周知)

標記について、畜産関係の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）におかれては、これまでも関係団体と連携しながら、取り組んでいただいているところですが、標記につきまして、この度、農林水産省から当省に対し、周知依頼がありました（添付）。

具体的には、家畜のアニマルウェルフェアについて、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1062 号畜産局長通知。以下「局長通知」という。）において、国際基準等により示される水準を満たしていくという基本理念を改めて周知するとともに、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（以下「指針」という。）を示し、その普及を図ってきました。

今回、具体的な目標が定められ、畜産関係者へ周知されておりますので、各都道府県におかれては所轄の農業分野等の関連する専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の農業分野等の関連する専門学校等に対して、本件について周知されるようお願いします。

< 本件連絡先 >
文部科学省 総合教育政策局生涯学習推進課
連絡先：03-5253-4111（内線：2915）

8 畜産第 1276 号

令和 8 年 7 月 31 日

文部科学省総合教育政策局長 殿

農林水産省畜産局長

家畜の飼養管理に関する技術的な指針のうち「実施が推奨される事項」の
達成目標について

農林水産省は、家畜のアニマルウェルフェアについて、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1062 号畜産局長通知。以下「局長通知」という。）において、国際基準等により示される水準を満たしていくという基本理念を改めて周知するとともに、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（以下「指針」という。）を示し、その普及を図ってきました。

こうした中、令和 6 年度において、生産現場における指針の取組状況を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、局長通知において今後設定することとしていた、指針における「実施が推奨される事項」について具体的にいつまでの実施を目指すのかに関し、令和 7 年度に有識者らによる検討が行われました。

本通知は、達成目標年の設定に係る検討会においてまとめられた結果や消費者等を含む意見交換会での意見等を踏まえ、別紙のとおり具体的な目標を定めるものです。

このことについて、別添のとおり、畜産関係者へ周知していますので、貴職におかれても御了知の上、所管する関係団体及び都道府県の関係部局に対し、周知をお願いいたします。その際、都道府県の関係部局に対しては、畜産を所管する部局を含めた関係部局とも連携の上、本通知の周知を図るよう併せて要請願います。

8 畜産第 1276 号
令和 8 年 7 月 31 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産省（※1） 畜産局長

家畜の飼養管理に関する技術的な指針のうち「実施が推奨される事項」の
達成目標について

農林水産省は、家畜のアニマルウェルフェアについて、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1062 号畜産局長通知。以下「局長通知」という。）において、国際基準等により示される水準を満たしていくという基本理念を改めて周知するとともに、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（以下「指針」という。）を示し、その普及を図ってきた。

こうした中、令和 6 年度において、生産現場における指針の取組状況を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、局長通知において今後設定することとしていた、指針における「実施が推奨される事項」について具体的にいつまでの実施を目指すのかに関し、令和 7 年度に有識者らによる検討が行われた。

本通知は、達成目標年の設定に係る検討会においてまとめられた結果や消費者等を含む意見交換会での意見等を踏まえ、別紙のとおり具体的な目標を定めるものである。

このことについて、貴局（※2）管内の都道府県に周知するとともに、畜産関係者への周知を依頼されたい。その際、都道府県に対しては、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する部署等とも連携し、本通知の周知を図るよう併せて要請されたい。

なお、別添のとおり、関係省庁及び関係団体宛て通知を発出したことを申し添える。

※1 内閣府沖縄総合事務局宛ては「農林水産省」を記載する。

※2 北海道農政事務所宛ては「貴農政事務所」と記載する。

1 目標設定の考え方

(1) 「達成」の水準

- ・令和6年度における本格調査の結果において、「あてはまる計」※が90%に達することを最終的な目標の「達成」水準とする。
- ・すでに「あてはまる計」が90%以上の項目については、90%以上を維持しつつ、「あてはまる」の割合向上を目指す。

※「あてはまる計」:

令和6年度調査の回答選択肢のうち、アニマルウェルフェアを意識して取り組んでいる者として考えられる「あてはまる」と「ややあてはまる」と回答したものを合計した割合

(2) 暫定目標

- ・「あてはまる計」が80%未満の項目については、現状から 10%の向上を暫定目標とする。

(3) 畜種共通の達成目標

- ・以下に関する4項目は、持続的な経営を図る上で基礎となる項目であり重点的に取り組むものとして、畜種統一で目標を設定し、早期の「達成」を目指す。
 - ①アニマルウェルフェアに関する知識の習得
 - ②危機管理マニュアル等の整備
 - ③危機管理マニュアル等の関係者間共有
 - ④自然災害等の影響に備える事前対策の実施
- ・畜種共通の目標は、現状値に関わらず、達成水準の「あてはまる計」90%とする。

(4) 目標設定期間

- ・食料・農業・農村基本計画等の見直し時期とタイミングを揃え、5年間ごとの目標設定を基本とする。

(5) 取組状況の調査頻度

- ・調査は隔年で実施することとする。

(6) 目標設定にあたっての留意点

- ・ 上記内容に基づく目標値は、あくまで最初の目標年度として令和 12 年度を目標年と定めた場合の目標値であり、情勢を踏まえた見直しを行うことを前提とする。
- ・ 隔年で実施する調査における設問の内容や、評価時における結果の表現方法について、工夫・改善を図る必要。
- ・ 我が国のアニマルウェルフェアの推進にあたり、科学的知見に基づく検討の積み重ねと多様なステークホルダーとの対話が重要。

2 具体的な目標値

別表参照。

(別表)

目標の一覧

注1 「現状値」は令和6年度調査の結果における「あてはまる計」

注2 R12目標の「現状維持」では、「あてはまる計」90%以上を維持しつつ、「あてはまる」の割合向上を目指す

注3 「畜種共通で目標を設定する項目」についてはR12目標の数値に下線

① 乳用牛（総回答数（全体）：375件）

項目		あてはまる計（％）	
		現状値	R12 目標
○ 飼養管理に関すること			
1	1日1回以上、牛の飼養環境や健康状態を確認している。	99.2	現状維持
2	飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。	92.0	現状維持
3	牛に不要なストレスを与える突発的な行動や手荒な扱いを避けるとともに、牛を取り扱う際に使用する道具は、不要な痛みを与える可能性のあるものを避けるなど、可能な限り牛を丁寧に取り扱っている。	98.1	現状維持
4	除角は、獣医師等※の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択している。 ※処置に係る知識と熟練した技術を有する者	86.3 (※1)	90
5	除角は、触ると角が分かるようになる時期以降で、角が未発達の時期（遅くとも生後2か月以内）に行っている。または、角が発達後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。	81.4 (※1)	90
6	断尾は行っていない。	87.7	90
7	耳標を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないように、適切な位置に装着している。	98.1	現状維持
8	こまめに蹄を観察し、定期的に削蹄を行っている。	96.8	現状維持
9	搾乳作業は牛に苦痛やストレスがかからないように配慮している。	98.1	現状維持
10	繁殖にあたり、雌牛の性成熟の程度や体格等を考慮して、交配する種雄牛や性選別精液の選択に注意している。	96.8	現状維持
11	妊娠牛には、分娩前に清潔で快適な環境（敷料、分娩房の提供、適切な気温、衛生等）を提供している。	92.5	現状維持
12	夜間の分娩に備えた照明、保温及び滑り止めのための敷料等を提供している。	89.1	90
13	新生子牛は丁寧に取り扱い、出荷等の輸送をする場合は臍帯が乾燥した後に行っている。	97.1	現状維持

14	出生した子牛には、24 時間以内（最も効果的なのは 6 時間以内）に良質な初乳を十分量飲ませている。	99.7	現状維持
15	疾病に罹患した牛又は損傷した牛について、治療等の対応を決めるため、獣医師による速やかな診断を受けている。	99.5	現状維持
16	牛舎の清掃や消毒等を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	97.9	現状維持
17	家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。	92.8	現状維持
18	病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除している。	93.3	現状維持
19	アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	69.8	<u>90</u>
20	牛の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	81.2	90
21	発育段階や泌乳ステージ等に応じて、毎日、飼料及び水を質及び量ともに満たすよう給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理している。	97.6	現状維持
22	全ての牛が必要な量の飼料、水及び栄養を問題なく摂取できるよう、飼槽や給水器など給餌及び給水の設備を設置している。	98.7	現状維持
23	給餌及び給水の設備は、定期的に点検及び清掃を行っている。	97.1	現状維持
24	牛舎や牛房、通路、搾乳室等は、牛が損傷しないよう、適切に設計・管理している。	95.5	現状維持
25	牛床には敷料があり、清潔で乾燥した横臥場所を提供している。	93.9	現状維持
26	全ての牛に対して、妨げられることなく横臥し、休息し、起立し、毛繕いするために十分な空間を与えている。	94.4	現状維持
27	繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにしている。	46.6 (※2)	57
28	繋ぎ飼い方式の場合でカウトレナーを使用する場合は、適切な方法で設置し、使用している。	81.0 (※3)	90
29	フリーストール牛舎の場合、少なくとも 1 頭当たり 1 牛床を準備している。	96.2 (※4)	現状維持
30	放牧している場合、電気牧柵やゲート等、牛への損傷を防止するように正しく設置及び維持している。	95.6 (※5)	現状維持
31	牛が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	97.6	現状維持

32	牛舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	98.4	現状維持
33	「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	79.4	90
34	搾乳機等の設備が正常に作動しているか少なくとも1日1回点検し、故障を発見した場合、迅速に修理している。	98.1	現状維持
35	災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	60.8	<u>90</u>
36	危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	56.1	<u>90</u>
37	自然災害等の影響により、牛や牛舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	78.6	<u>90</u>
38	警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	79.3 (※6)	90
○ 輸送に関すること			
39	家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取扱い、責任を持って家畜を輸送している。	96.2	現状維持
40	輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	95.1	現状維持
41	輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	93.2	現状維持
42	家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	76.1 (※7)	87
○ 家畜の農場内における安楽死			
43	獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	91.6 (※8)	現状維持

※1 除角を行っているとした者（全体の92.3%）のうちの割合

※2 全体から非該当・無回答（139件）を除いた割合

※3 全体から非該当・無回答（222件）を除いた割合

※4 全体から非該当・無回答（242件）を除いた割合

※5 全体から非該当・無回答（262件）を除いた割合

※6 全体から非該当（51件）を除いた割合

※7 家畜輸送を外部委託していると答えた者（全体の94.1%）のうち、非該当（128件）を除いた割合

※8 全体から非該当（70件）を除いた割合

② 肉用牛（総回答数（全体）：760件）

項目		あてはまる計（％）	
		現状値	R12 目標
○ 飼養管理に関すること			
1	1日1回以上、牛の飼養環境や健康状態を確認している。	99.2	現状維持
2	飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。	71.4	82
3	牛に不要なストレスを与える突発的な行動や手荒な扱いを避けるとともに、牛を取り扱う際に使用する道具は、不要な痛みを与える可能性のあるものを避けるなど、可能な限り牛を丁寧に取り扱っている。	98.7	現状維持
4	除角は、獣医師等※の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択している。 ※処置に係る知識と熟練した技術を有する者	91.4 (※1)	現状維持
5	除角は、触ると角が分かるようになる時期以降で、角が未発達の時期（遅くとも生後2か月以内）に行っている。または、角が発達後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。	60.4 (※1)	71
6	去勢は、獣医師等※の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択している。 ※処置に係る知識と熟練した技術を有する者	97.5 (※2)	現状維持
7	去勢は、生後3か月以内に行っている。または、3か月齢を超える場合、なるべく早期に行うとともに、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合は、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行っている。	85.8 (※2)	90
8	耳標を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないように、適切な位置に装着している。	97.4	現状維持
9	こまめに蹄を観察し、定期的に削蹄を行っている。	86.3	90
10	鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を感じさせないように、素早く適切な位置に装着している。	98.6 (※3)	現状維持
11	鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って牧柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないように注意している。	99.3 (※4)	現状維持
12	繁殖にあたり、雌牛の性成熟の程度や体格等を考慮して、交配する種雄牛や性選別精液の選択に注意している。	98.6 (※5)	現状維持
13	妊娠牛には、分娩前に清潔で快適な環境（敷料、分娩房の提供、適切な気温、衛生等）を提供している。	98.9 (※6)	現状維持
14	夜間の分娩に備えた照明、保温及び滑り止めのための敷料等を提供している。	98.1 (※7)	現状維持

15	出生した子牛には、24 時間以内（最も効果的なのは 6 時間以内）に良質な初乳を十分量飲ませている。	99.7 (※ 8)	現状維持
16	離乳は、反芻機能の発達に応じて段階的に行い、子牛の成長に影響を与えることなく、良好な飼養環境を確保している。	98.1 (※ 9)	現状維持
17	疾病に罹患した牛又は損傷した牛について、治療等の対応を決めるため、獣医師による速やかな診断を受けている。	99.6	現状維持
18	牛舎の清掃や消毒等を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	98.0	現状維持
19	家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾病的の発生予防に必要な知識を習得している。	90.5	現状維持
20	病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除している。	93.5	現状維持
	疾病に罹患し、又は損傷した牛、幼齢又は高齢の牛、体格差のある牛等に注意して牛群を構成し、管理している。	(92.1) (※10)	現状維持
21	アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	74.5	<u>90</u>
22	牛の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	89.9	90
23	発育段階や肥育ステージ、妊娠ステージ等に応じて、毎日、飼料及び水を質及び量ともに満たすよう給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理している。	98.9	現状維持
24	粗飼料を一定の割合で給与するとともに、ビタミン A をはじめとする栄養の適切な給与に注意している。	96.3	現状維持
25	全ての牛が必要な量の飼料、水及び栄養を問題なく摂取できるよう、飼槽や給水器など給餌及び給水の設備を設置している。	98.7	現状維持
26	給餌及び給水の設備は、定期的に点検及び清掃を行っている。	98.5	現状維持
27	牛床には敷料があり、清潔で乾燥した横臥場所を提供している。	95.8	現状維持
28	全ての牛に対して、妨げられることなく横臥し、休息し、起立し、毛繕いするために十分な空間を与えている。	97.9	現状維持
29	繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにしている。	71.2 (※11)	82

30	放し飼い方式の場合、牛同士の闘争や競合による損傷が発生しないよう、よく観察し、飼養密度や牛群の編成に注意している。	95.9 (※12)	現状維持
31	放牧している場合、電気牧柵やゲート等、牛への損傷を防止するように正しく設置及び維持している。	94.0 (※13)	現状維持
32	牛が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	95.8	現状維持
33	牛舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	98.0	現状維持
34	「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	64.5	75
35	災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	57.9	<u>90</u>
36	危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	58.0	<u>90</u>
37	自然災害等の影響により、牛や牛舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	78.1	<u>90</u>
38	警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	59.7 (※14)	70
○ 輸送に関すること			
39	家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取り扱い、責任を持って家畜を輸送している。	98.1	現状維持
40	輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	97.6	現状維持
41	輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	97.3	現状維持
42	家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	89.0 (※15)	90
○ 家畜の農場内における安楽死			
43	獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	87.8 (※16)	90

※1 除角を行っているとした者（全体の 69.3%）のうちの割合

※2 去勢を行っているとした者（全体の 87.7%）のうちの割合

※3 鼻環を装着していると答えた者（全体の 79.2%）のうち、非該当（8 件）を除いた割合

- ※4 鼻環を装着していると答えた者（全体の 79.2%）のうちの割合
- ※5 全体から非該当・無回答（128 件）を除いた割合
- ※6 全体から非該当・無回答（124 件）を除いた割合
- ※7 全体から非該当・無回答（125 件）を除いた割合
- ※8 全体から非該当・無回答（124 件）を除いた割合
- ※9 全体から非該当・無回答（124 件）を除いた割合
- ※10 オンラインフォームでは調査項目として設定できておらず、回答者が紙面調査の協力者のみに限られてしまったため、令和 6 年度調査では参考データとして整理
- ※11 全体から非該当・無回答（378 件）を除いた割合
- ※12 全体から非該当・無回答（179 件）を除いた割合
- ※13 全体から非該当・無回答（429 件）を除いた割合
- ※14 全体から非該当（170 件）を除いた割合
- ※15 家畜輸送を外部委託していると答えた者（全体の 63.0%）のうち、非該当（128 件）を除いた割合
- ※16 全体から非該当（201 件）を除いた割合

③ 豚（総回答数（全体）：491件）

項目		あてはまる計（％）	
		現状値	R12 目標
○ 飼養管理に関すること			
1	1日1回以上、豚の飼養環境や健康状態を確認している。	100	現状維持
2	飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。	87.1	90
3	豚に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避けるなど、可能な限り豚を丁寧に扱っている。	99.6	現状維持
4	未経産豚は、十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供さないようにしている。	99.6 (※1)	現状維持
5	分娩予定日の少なくとも1日前には分娩区域に繁殖雌豚が利用できる巣材（またはそれに代わるもの）を提供している。	68.5 (※2)	79
6	新生子豚の管理において、通常、3週齢以上で離乳している。	97.5 (※3)	現状維持
7	早期離乳は疾病管理を目的とし、子豚の生理学的特性を十分に理解し、必要な設備を備えた上でやっている。	85.5 (※4)	90
8	去勢を行う場合、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っている。	96.6 (※5)	現状維持
9	断尾を行う場合、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っている。	96.7 (※6)	現状維持
10	歯切りを行う場合、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っている。	92.2 (※7)	現状維持
11	歯切りを行う場合、歯の先端のみをやすりで研磨するか、ニッパーで適切に切断している。	92.5 (※8)	現状維持
12	耳刻、耳標等の個体識別は、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っている。	92.3 (※9)	現状維持
13	オールイン・オールアウトを行う場合、新しい群の導入前に洗浄、消毒及び乾燥を行っている。	90.8 (※10)	現状維持
14	疾病に罹患し、又は損傷しているおそれのある豚が確認された場合、可能な限り丁寧に移動させ、隔離し、迅速に手当を行っている。	94.4	現状維持
15	疾病に罹患した豚又は損傷した豚について、治療等の対応を決めるため、獣医師による速やかな診断を受けている。	79.9	90
16	豚舎の清掃、洗浄及び消毒を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	96.5	現状維持

17	家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。	94.4	現状維持
18	病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除している。	96.7	現状維持
19	アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	78.6	<u>90</u>
20	豚の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	89.3	90
21	発育段階等に応じて、毎日、飼料及び水を質及び量ともに満たすよう給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理している。	98.8	現状維持
22	全ての豚が必要な量の飼料、水及び栄養を問題なく摂取できるよう、給餌及び給水の設備を設置している。	99.0	現状維持
23	給餌及び給水の設備は、定期的に点検及び清掃を行っている。	97.9	現状維持
24	豚舎は、安全かつ効率的に、苦痛を与えないよう豚を管理し、豚が動けるようにしている。	98.8	現状維持
25	疾病に罹患した、損傷した又は異常行動を示す豚を治療や観察するための隔離豚房を設けている。	81.7	90
26	ストール飼養を実施している場合、ストールは、壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるようにしている。	97.2 (※11)	現状維持
27	ストール飼養を実施している場合、ストールは、隣の豚を邪魔せず横臥できる適切な大きさのものをを用いている。	95.1 (※12)	現状維持
28	群飼している場合、全ての豚が同時に横臥し、立ち上がって自由に動き、飼料や水を摂取でき、休息場所と排せつ場所が分離され、攻撃的な豚を避けられる十分な空間を設けている。	97.9 (※13)	現状維持
29	豚が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	96.7	現状維持
30	豚舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	97.8	現状維持
31	「豚の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む。）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	67.4	78

32	災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	68.1	<u>90</u>
33	危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	68.5	<u>90</u>
34	自然災害等の影響により、豚や豚舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	84.0	<u>90</u>
35	警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	79.2 (※14)	90
○ 輸送に関すること			
36	家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取り扱い、責任を持って家畜を輸送している。	98.0	現状維持
37	輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	97.3	現状維持
38	輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	97.7	現状維持
39	家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	75.5 (※15)	86
○ 家畜の農場内における安楽死			
40	獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	79.2 (※16)	90

※1 全体から非該当・無回答（46件）を除いた割合

※2 全体から非該当・無回答（56件）を除いた割合

※3 全体から非該当・無回答（46件）を除いた割合

※4 全体から非該当・無回答（202件）を除いた割合

※5 全体から非該当（27件）を除いた割合

※6 全体から非該当（73件）を除いた割合

※7 全体から非該当（216件）を除いた割合

※8 全体から非該当（219件）を除いた割合

※9 全体から非該当（96件）を除いた割合

※10 全体から非該当（89件）を除いた割合

※11 全体から非該当・無回答（60件）を除いた割合

※12 全体から非該当・無回答（62件）を除いた割合

※13 全体から非該当・無回答（156件）を除いた割合

※14 全体から非該当（67件）を除いた割合

※15 家畜輸送を外部委託していると答えた者（全体の62.8%）のうち、非該当（56件）を除いた割合

※16 全体から非該当（128件）を除いた割合

④ 採卵鶏（総回答数（全体）：409件）

項目		あてはまる計（％）	
		現状値	R12 目標
○ 飼養管理に関すること			
1	1日1回以上、鶏の飼養環境や健康状態を確認し、飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。	88.7	90
2	鶏に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避けるなど、可能な限り鶏を丁寧に取り扱っている。	98.8	現状維持
3	捕鳥の際は、ストレス及び損傷等を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにしている。	96.6	現状維持
4	ビークトリミングは、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施している。	98.8 (※1)	現状維持
5	ビークトリミングは、痛みを最小限に抑え、出血を少なくする方法で、必要最小限の部分のみを取り除いている。	98.8 (※1)	現状維持
6	ビークトリミング後は、止血しているか注意深く観察し、必要に応じてビタミン剤を投与する等の処置を行っている。	88.1 (※1)	90
7	換羽処理の際、24時間以上の絶食は行わないようにしている。	63.0 (※2)	73
8	換羽処理の際、常に飲水可能としている。	99.1 (※2)	現状維持
9	換羽処理の際、適切な光線管理を実施している。	96.3 (※2)	現状維持
10	鶏舎の清掃や消毒等を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	97.5	現状維持
11	家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾患の発生予防に必要な知識を習得している。	95.3	現状維持
12	病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除している。	98.5	現状維持
13	アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	83.0	<u>90</u>
14	鶏の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	95.3	現状維持
15	週齢や生産方法等に応じて、毎日、飼料及び水を質及び量ともに満たすよう給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理している。	98.8	現状維持

16	全ての鶏が必要な量の飼料、水及び栄養を問題なく摂取できるよう、給餌及び給水の設備を設置している。	99.5	現状維持
17	給餌及び給水の設備は、定期的に点検及び清掃を行っている。	98.3	現状維持
18	食鳥処理前は、輸送等の時間も考慮した上で、過度に長時間の絶食は行わないようにしている。	93.8	現状維持
19	気象環境の変動によって鶏舎内の温度及び湿度が大きく変化しないよう維持及び管理している。	92.9	現状維持
20	鶏舎等は、損傷の原因となるような突起物や破損個所がなく、清掃及び消毒が容易な構造としている。	94.9	現状維持
21	同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与えている。	92.9	現状維持
22	異常な行動がみられる場合、飼養空間の再設定等の是正措置を講じている。	86.2 (※3)	90
23	ケージで飼養している場合、飼料及び水の摂取が可能で、自然な姿勢で移動したり姿勢を正常に調整したりできるような飼養密度としている。	93.4 (※4)	現状維持
24	ケージを積み重ねて鶏を飼養する場合、上段の鶏の排せつ物が下段の鶏の上に落ちないように考慮され、全ての鶏が十分に観察でき、必要な時は、ケージから容易に鶏を取り出せるよう配置している。	98.2 (※5)	現状維持
25	平飼い方式で飼養している場合、闘争行動を防止するための飼養空間の拡大、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離、照度の低減、飼料形状の調整（細粒化）、付帯設備の提供等を行っている。	91.3 (※6)	現状維持
26	鶏が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	95.3	現状維持
27	鶏舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	97.5	現状維持
28	光線管理に当たっては、鶏舎内に適切な継続した明期を設け、鶏の正常な行動や飼養者等による適切な管理のため、十分な照度を均等に照射している。	95.8	現状維持
29	「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む。）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	70.9	81
30	災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	73.4	<u>90</u>

31	危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	73.3	<u>90</u>
32	自然災害等の影響により、鶏や鶏舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	88.4	<u>90</u>
33	警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	83.7 (※7)	90
○ 輸送に関すること			
34	鶏の輸送に携わる全ての者が、鶏を丁寧に取扱い（首や羽の先端を持たないなど）、責任を持って鶏を輸送している。	89.6	90
35	輸送が鶏にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	90.1	現状維持
36	輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	89.5	90
37	鶏の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	75.3 (※8)	86
○ 家畜の農場内における安楽死			
38	獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	80.1 (※9)	90

※1 ビークトリミングを行っている」と答えた者（全体の 22.5%）のうちの割合

※2 換羽処理を行っている」と答えた者（全体の 54.7%）のうちの割合

※3 全体から非該当（52 件）を除いた割合

※4 全体から非該当・無回答（62 件）を除いた割合

※5 全体から非該当・無回答（76 件）を除いた割合

※6 全体から非該当・無回答（305 件）を除いた割合

※7 全体から非該当（81 件）を除いた割合

※8 家畜輸送を外部委託していると答えた者（全体の 68.6%）のうち、非該当（93 件）を除いた割合

※9 全体から非該当（134 件）を除いた割合

⑤ 肉用鶏（総回答数（全体）：1306件）

項目		あてはまる計（％）	
		現状値	R12 目標
○ 飼養管理に関すること			
1	1日1回以上、鶏の飼養環境や健康状態を確認し、飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。	99.7	現状維持
2	鶏に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避けるなど、可能な限り鶏を丁寧に取り扱っている。	99.8	現状維持
3	捕鳥の際は、ストレス及び損傷等を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにしている。	98.2	現状維持
4	ビークトリミングは、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施している。	100 (※1)	現状維持
5	ビークトリミングは、痛みを最小限に抑え、出血を少なくする方法で、必要最小限の部分のみを取り除いている。	100 (※1)	現状維持
6	ビークトリミング後は、止血しているか注意深く観察し、必要に応じてビタミン剤を投与する等の処置を行っている。	100 (※1)	現状維持
7	鶏舎の清掃や消毒等を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	99.9	現状維持
8	家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾病的発生予防に必要な知識を習得している。	99.8	現状維持
9	病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除している。	99.9	現状維持
10	アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	74.2	<u>90</u>
11	鶏の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	98.2	現状維持
12	日齢や生産方法等に応じて、毎日、飼料及び水を質及び量ともに満たすよう給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理している。	99.8	現状維持
13	全ての鶏が必要な量の飼料、水及び栄養を問題なく摂取できるよう、給餌及び給水の設備を設置している。	99.9	現状維持
14	給餌及び給水の設備は、定期的に点検及び清掃を行っている。	100	現状維持
15	食鳥処理前は、輸送等の時間も考慮した上で、過度に長時間の絶食は行わないようにしている。	99.7	現状維持

16	気象環境の変動によって鶏舎内の温度及び湿度が大きく変化しないよう維持及び管理している。	99.8	現状維持
17	鶏舎等は、損傷の原因となるような突起物や破損個所がなく、清掃及び消毒が容易な構造としている。	99.2	現状維持
18	屋外エリアを設けている場合、屋外エリアは、捕食動物や野鳥との接触及び疾病のリスク並びに不利な気候条件の影響を防止している。	82.3 (※2)	90
19	敷料や床面の適切な管理により、コクシジウム症、その他の寄生虫症の発生に注意している。	99.8	現状維持
20	同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与えている。	90.0	現状維持
21	異常な行動がみられる場合、飼養空間の再設定等の是正措置を講じている。	98.0 (※3)	現状維持
22	鶏が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	99.9	現状維持
23	鶏舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	99.8	現状維持
24	光線管理に当たっては、鶏舎内に適切な継続した明期を設け、鶏の正常な行動や飼養者等による適切な管理のため、十分な照度を均等に照射している。	92.5	現状維持
25	鶏のストレスを低減し、通常の行動や歩様及び脚の健康の増進のため、各 24 時間の間に継続した暗期を適切に設けている。	60.1	71
26	「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針※」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。 ※地鶏等、ブロイラー以外の肉用鶏についても準用	53.8	64
27	災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	69.8	<u>90</u>
28	危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	60.6	<u>90</u>
29	自然災害等の影響により、鶏や鶏舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	98.8	現状維持
30	警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	98.8 (※4)	現状維持

○ 輸送に関すること			
31	鶏の輸送に携わる全ての者が、鶏を丁寧に取扱い（首や羽の先端を持たないなど）、責任を持って鶏を輸送している。	98.1	現状維持
32	輸送が鶏にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	97.4	現状維持
33	輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	98.2	現状維持
34	鶏の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	44.9 (※5)	55
○ 家畜の農場内における安楽死			
35	獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	78.3 (※6)	89

※1 ビークトリミングを行っている者と答えた者（全体の 5.3%）のうちの割合

※2 全体から非該当（1075 件）を除いた割合

※3 全体から非該当（203 件）を除いた割合

※4 全体から非該当（95 件）を除いた割合

※5 家畜輸送を外部委託していると答えた者（全体の 86.4%）のうち、非該当（35 件）を除いた割合

※6 全体から非該当（14 件）を除いた割合

⑥ 馬（総回答数（全体）：387件）

項目		あてはまる計（％）	
		現状値	R12 目標
○ 飼養管理に関すること			
1	1日1回以上、馬の飼養環境や健康状態を確認している。	99.2	現状維持
2	飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）をつけている。	67.7	78
3	馬に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避けるなど、可能な限り馬を丁寧に取り扱っている。	99.0	現状維持
4	こまめに蹄を観察し、定期的に削蹄を行っている。	96.4	現状維持
5	分娩区域は、馬に清潔で快適な環境（敷料、分娩馬房の提供、適切な気温、衛生等）となるよう、十分に清掃し清潔に保っている。	98.5 (※1)	現状維持
6	夜間の分娩に備えた照明、保温及び滑り止めのための敷料等を提供している。	97.8 (※2)	現状維持
7	出生した子馬には、可能な限り早く、伝染性疾病に感染する恐れのない良質な初乳を十分量飲ませている。	99.1 (※3)	現状維持
8	子馬の離乳は、栄養要求量を満たす飼料を自ら摂取できるようになってから行っている。	97.2 (※4)	現状維持
9	去勢を行う場合、可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、離乳時期と重ならないよう考慮する等、馬へのストレスの防止や感染症の予防に努めている。	95.7 (※5)	現状維持
10	個体識別を目的としてマイクロチップの挿入や烙印を実施する場合は、合併症の兆候を識別できるよう、使用方法に関する知識を習得している。	81.7 (※6)	90
11	疾病に罹患し、又は損傷しているおそれのある馬が確認された場合、可能な限り丁寧に移動させ、隔離し、獣医師による速やかな診断を受ける等、迅速に手当を行っている。	98.4	現状維持
12	疾病に罹患した馬又は損傷した馬について、治療等の対応を決めるため、獣医師による速やかな診断を受けている。	98.7	現状維持
13	厩舎の清掃や消毒等を行い、施設、設備等を清潔に保っている。	97.6	現状維持
14	家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、日常から伝染性疾病の発生予防に必要な知識を習得している。	87.6	90
15	病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時には速やかに駆除している。	90.0	現状維持
16	アニマルウェルフェアの指標や改善方法について知識を身に付けている。	69.8	<u>90</u>

17	馬の健康及び良好な飼養環境を確保するため、十分な人数の飼養者等を確保している。	88.7	90
18	発育段階等に応じて、毎日、飼料及び水を質及び量ともに満たすよう給与し、適正なボディコンディションの範囲を逸脱しないように管理している。	98.7	現状維持
19	全ての馬が必要な量の飼料、水及び栄養を問題なく摂取できるように、給餌及び給水の設備を設置している。	98.2	現状維持
20	給餌及び給水の設備は、定期的に点検及び清掃を行っている。	97.9	現状維持
21	厩舎内は、破損箇所によって馬が損傷しないよう修理を行うなど適切に維持・管理している。	99.0	現状維持
22	舎飼いされている馬は屋内のみでの飼養を避け、長時間屋内に閉じ込めないようにしている。	95.5 (※7)	現状維持
23	舎飼いされる全ての馬に対し、敷料を提供し、清潔で乾燥した快適な横臥場所を提供している。	97.8 (※8)	現状維持
24	放牧している場合、蹄の健康を保つため、放牧場の泥濘化（ぬかるみ）に注意している。	93.5 (※9)	現状維持
25	馬が快適性を維持できるように、暑熱対策や寒冷対策を行っている。	94.5	現状維持
26	厩舎内でのアンモニアやほこりの滞留がないよう、常に新鮮な空気を供給できるよう適切な換気を行っている。	95.8	現状維持
27	馬の正常な行動や飼養者等の日常作業に支障が生じないよう、適切な照明設備等を設置している。	96.3	現状維持
28	厩舎内外の設備等は、可能な限り騒音を小さくするよう、設置及び維持・運用している。	92.1	現状維持
29	「馬の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト等（その他類似するチェックシートを含む）を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	60.4	71
30	災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル（緊急連絡網・緊急時の対応をまとめたもの）等を整備している。	56.4	<u>90</u>
31	危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	54.8	<u>90</u>
32	自然災害等の影響により、馬や厩舎等に被害が生じるおそれがある場合、可能な限り、事前に対策をとっている。	78.5	<u>90</u>
33	警報や発電機などの予備システムは、機器のメーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検している。	63.4 (※10)	74

○ 輸送に関すること			
34	家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取扱い、責任を持って家畜を輸送している。	98.7	現状維持
35	輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないよう注意している。	98.4	現状維持
36	輸送にかかる総時間は最小限となるようにしている。	95.7	現状維持
37	家畜の輸送を運送業者等外部に委託する際に、委託条件の中にアニマルウェルフェアへの配慮や丁寧な取扱いに関する事項が盛り込まれている。	86.0 (※11)	90
○ 家畜の農場内における安楽死			
38	獣医師の診断を踏まえ、判断権限がある者がその家畜を安楽死させることを決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し適切に行っている。	92.1 (※12)	現状維持

※1 全体から非該当・無回答（58件）を除いた割合

※2 全体から非該当・無回答（63件）を除いた割合

※3 全体から非該当・無回答（62件）を除いた割合

※4 全体から非該当・無回答（64件）を除いた割合

※5 全体から非該当（175件）を除いた割合

※6 全体から非該当（57件）を除いた割合

※7 全体から非該当・無回答（33件）を除いた割合

※8 全体から非該当・無回答（31件）を除いた割合

※9 全体から非該当・無回答（19件）を除いた割合

※10 全体から非該当（25件）を除いた割合

※11 家畜輸送を外部委託していると答えた者（全体の45.3%）のうち、非該当（30件）を除いた割合

※12 全体から非該当（43件）を除いた割合